

別紙

諮問第713号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別記のとおりの本件開示請求に対し、東京都教育委員会が本件開示請求に係る対象保有個人情報として別表に掲げる本件対象保有個人情報1から3までを特定した上で、平成30年11月9日付けで行った本件開示決定について、当該決定に追加して保有個人情報を特定し、当該保有個人情報の開示決定を求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示決定は、実施機関が審査請求人からなされた本件開示請求に対し、開示請求の趣旨に合致する文書について、条例14条1項の規定に基づき、全部開示決定を行ったものであり、それ以外に審査請求人が主張する個人情報は保有していない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年3月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年8月27日に実施機関から理由説明書を、同年10月23日に審査請求人から意見書を収受し、令和2年9月30日（第208回第一部会）から令和3年2月18日（第213回第一部会）まで、6回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書

及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、明らかに開示されていないものがあるはずである旨の主張をしていることから、審査会は、本件対象保有個人情報1から3までの特定の妥当性について判断する。

イ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、「高校が取得した入学前の指導要録」を開示請求したところ、中学3年次の文書が一枚開示されたのみであったが、それ以前の指導要録も高校が取得しているものがあるはずであると主張している。

実施機関の説明によると、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）24条2項は「校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。」と規定しているため、都立学校の校長は、当該規定に基づき指導要録の抄本又は写しを出身中学校から取得しており、全学年の情報が含まれる指導要録（謄本又は全ての写し）を取得することにはなっていない、とのことである。

したがって、都立学校の校長は、送付を受けたものが抄本であっても、その他の書類について追加で送付を依頼することはなく、本件についても追加で書類を求めた事実はない、とのことである。

上記実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件対象保有個人情報1から3までのほかに本件開示請求の趣旨にかなう保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求に対し本件対象保有個人情報1から3までを特定し、全部を開示した実施機関の決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別記 本件開示請求

私に係る〇〇高校で作成及び取得（取得とは、高校入学前の中学校等のもの）された指導要録と大学受験の為に作成された調査書。当該請求は単に私個人の情報開示ということではなく、在学中に高校との話し合いで解決されず、現在も教育委員会指導部と話し合っているいじめとセクハラと、それを不適正な対応によって重大化させた担任教師の問題解決に向けて行うものであります。その主旨をご理解頂き、当該請求の全面開示をお願いします。

別表 本件対象保有個人情報

1	〇〇立中学校 生徒指導要録
2	東京都立高等学校生徒指導要録（全日制の課程及び定時制の課程）
3	調査書（平成〇年〇月現在）